



16日は、総選挙、都知事選挙などの投票日です。憲法をめぐる危険な動きをくいとめるため、ぜひ投票しましょう。

九条科学者の会 2012 講演会に参加して

11月10日、明治大学リバティータワーで九条科学者の会が催した講演会「日本の政治は何処へ向かうのか」に参加しました。講師の浅井基文さんは、元外交官、元広島平和研究所所長として、日本国憲法にこめられた平和の思想を説き、新しい国際の平和と安全、日本の役割などについて啓蒙活動を続けています。(http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2012/index.html)

浅井さんは、はじめに、民主党野田政権が尖閣諸島の領有について領土問題は存在しない、「(尖閣諸島の帰属に関する) 棚上げ合意はない」とし、尖閣諸島の国有化を強行した行為は、「内なる確信(信じ込み)の他者(中国)への押しつけ」であると断じました。「日中国交正常化交渉(1972年)や平和友好条約締結(1978年)の際に交わされた、尖閣諸島の領有問題を棚上げにするという事実上の合意を、日本政府が反故にすることは外交上許されない行為」であり、外交上の手続きとしては「相手方に問題を提起し、外交交渉を経て相手の合意を得た上で、了解事項を改める過程を経ることが不可欠」と指摘しました。さらに、「日中平和条約第一条『…日中両国は、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する』を一顧だにしない民主党に政権担当能力があるか疑問である」と厳しく批判しました。

続いて浅井さんは、米中の狭間で辺境化する日本の政治姿勢について触れ、「アジアにおける日本の地位はますます低下していく」と述べました。これを端的に示す事実として「『拉致問題』一筋で、朝鮮半島の非核化を求める動きに何ら寄与をしていないこと、東アジアの経済で主役を演じられなくなっていること、過去(歴史)を直視しない異常さが日本そのものに対する不信を買っていること」などを指摘しました。

最後に浅井さんは、「日本の進むべき道は、21世紀を先取りした日本国憲法を拠り所にする」と述べ、それを通して(1)サンフランシスコ体制(日米安保条約)を終了させ、ポツダム体制(日本国憲法)に軸足を転換する、(2)力によらない平和観に基づいた国際政治を継続的に発展させる、(3)人権・デモクラシーを基軸にすえた国際経済関係を推進する、ことなどを現実のものとなせねばならないと結びました。

この結びが浅井さんの講演の要であったと思います。日本が直面する島嶼の領有、従軍慰安婦に関わる人権侵害や賠償などの諸問題を解決する指針がここにあり、「国際社会において名誉ある地位を占めたい」とする憲法の目標に近づく指針でもあると説きました。残念なことに、この指針を理解しない政治家の台頭が目立ってきました。彼らは、力によって諸問題を押し込め込むことを是としているようです。この動きは歴史の歩みに逆行するもので、断じて許されるものではありません。九条の会も、この動きに対抗すべく、憲法をまもり、活かす運動をいっそう広げなくてはならないとの思いを強くしました。

(代田2丁目・坂本功)



進んでいる日本の右傾化、軍国化

いま行われている総選挙。各党の公約で憲法についての態度を調べてみた。自民党の9条2項に「国防軍」設置をはじめ、「集団的自衛権の行使」など改憲が12党のうち9党に及んでいる。海外メディアが「日本の右傾化、軍国化」に懸念を表しているが、それを先取りする動きがあったのに問題にもなっていない。

10月14日、神奈川県相模湾沖で行われた海上自衛隊の観艦式で、野田佳彦首相が訓示。「領土や主権をめぐるさまざまな出来事が起きて、自衛隊の使命は重要性を増している」と強調し、「諸君が一層奮励努力することを切に望む」と締めくくったという。「一層奮励努力」は、日露戦争の日本海海戦で掲げられたことで知られる「Z旗」で使われた表現だ。訓示では「五省」も読み上げたという。

「五省」とは、

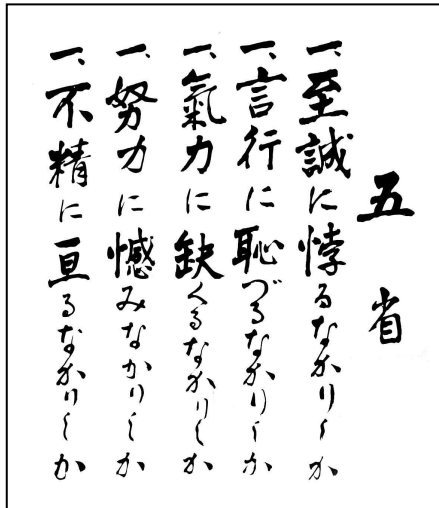
- 「一、至誠に悖るなかりしか。
- 一、言行に恥づるなかりしか。
- 一、氣力に缺くるなかりしか。
- 一、努力に憾みなかりしか。
- 一、不精に亘るなかりしか」

というもので、旧海軍兵学校で毎日唱和されていたもの。

野田首相の訓示を聞いた自衛隊幹部が「旧軍のものは全て悪という『戦後』からの脱却を感じた」と語ったという。

「日本の右傾化、軍国化」はどんどん進んでいる。

(代田5丁目・高岡岑郷)



小沢昭一さん亡くなる

代田・九条の会の呼びかけ人の一人で、代田二丁目在住の、小沢昭一さんが十一月十日、亡くなられました。八十三歳でした。二〇一〇年六月発行の代田・九条の会のニュース第一九号に、「九条の会東京連絡会」ニュース・第9号からの転載の形で、ご登場いただきました。「戦争は殺人大会！」とされたそのお話は、現在の状況の中で、さらに声を大にして言わなければならなくなってきました。心よりご冥福をお祈りいたします。

日本国憲法 (抜粋)

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～